

令和6年

9月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和6年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年9月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

3 出席委員(26名)

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
			11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員			
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
			29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(3名)

10番	飯塚 将人	委員	18番	三浦ひとみ	委員	28番	田村 晴久	委員
-----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	調製主任	元木由紀子	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第43号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第44号	農用地利用集積計画について
議第45号	各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

- 今野事務局長
おはようございます。
定刻になりましたので、ただいまから令和6年9月酒田市農業委員会定例総会を開会したいと思います。
開会に当たりまして、齋藤会長よりご挨拶お願いいたします。
- 齋藤 均 会長
(挨拶)
- 今野事務局長
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっておりますので、齋藤会長、よろしくお願いいたします。
- 齋藤 均 議長
それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、10番、飯塚将人委員、18番、三浦ひとみ委員、28番、田村晴久委員の3名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

- 齋藤 均 議長
最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、25番、川村恵実委員、27番、佐藤耕造委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

- 齋藤 均 議長
最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。
- 今野事務局長
報告事項については、議案の3ページからになります。
今回の報告事項につきましては、農地法第3条の3届出書の受理についてが19件、農地法第5条届出書の受理についてが3件、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが3件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが1件、以上、26件について農地係長より報告いたします。
- 安倍農地係長
(報告事項を朗読説明する)
- 齋藤 均 議長
報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。
(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてですけれども、16ページをお開きください。
今回の農地法第3条の許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、16ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件において、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はありません。

それでは、酒田49番、本楯、宮内、千代田の田んぼと畑合計22筆、千代田の〇〇から同じく千代田の〇〇へ、関係は親子です。その他使用貸借権の設定で、年金が伴わない経営譲渡になっています。

続きまして、酒田50番、丸沼の畑と田んぼ合計7筆、丸沼の〇〇から同じく丸沼の〇〇へ、関係は親子となっております。その他使用貸借権の設定で、こちらは再設定となります。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

9月5日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第42号については許可決定といたします。

◎議第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

18ページをお願いいたします。

議第43号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細についてご説明させていただきます。

○安倍農地係長

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。

酒田13番です。黒森の登記地目が山林、現況が畑1筆で、登記簿面積7,176平米のうち33.3平米です。

申請事由は、営農型太陽光発電施設設置で、賃貸借権の設定。農地区分は農用地区域で、許可基準は6か月の一時転用で、更新となります。

別紙資料の2ページ、3ページの位置図、案内図をご覧ください。

場所は、黒森地区の黒森配水場の西側、市道浜中黒森線の北側の畑となります。

3ページの配置図をご覧ください。

現況は畑の営農を続けながら、太陽光発電パネル2,064枚が設置されています。

別紙資料の4ページから6ページは現況写真となります。

4ページ、5ページの上方向①、②が畑の西側から撮影したもので、6ページの撮影方向③が畑の真ん中付近から撮影したものになります。

7ページから10ページが営農計画と営農への見込書となります。栽培作物は、前年のアスパラ等からソバに変更され、市内で長年ソバの栽培を行っているグループからアドバイスをいただきながら今年7月下旬に種まきを行い、ソバ栽培が行われております。

今回の申請許可に当たっては、今まで栽培してきましたアスパラとシイタケの営農状況が今まで基準をクリアできていないこと、ソバ栽培が今年初めてで、一度も収穫がないこと、酒田農業技術普及課から基準のクリアは難しいとの意見が出ていることを踏まえまして、申請者と協議し、一時転用の期間を6か月としています。今後、適切な営農の確保に向けて継続的な圃場の確認や申請者からの聴き取りが必要であると考えています。

酒田13番は以上です。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡 2 番、北平沢の田、1 筆、141 平米。申請事由は住宅兼店舗敷地、所有権移転です。農地区分は第 2 種農地、許可基準は日常生活上必要な施設で集落に接続で許可可能と判断しております。別紙資料をご覧ください。10 アール当たりの売買価格は 1,418 千円です。11 ページから 14 ページが図面、現況写真となります。八幡地区は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

議第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5 条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田 13 番の報告を、8 番、五十嵐弘樹委員より報告願います。

○ 8 番 五十嵐弘樹委員 8 番、五十嵐です。

酒田 13 番について、9 月 2 日に事務局と現地の確認を行いました。

今年からはソバを作付するというので、作付はされておりました。砂丘畑でのソバ栽培はあまり例がなく、今年が初めての収穫となりますので、定期的な営農状況の確認が必要と思われます。

許可としては 6 か月が相当だと思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、八幡 2 番の現地報告を、3 番、池田良之委員よりお願いします。

○ 3 番 池田良之委員

3 番、池田です。

八幡 2 番について、事務局と現地の確認を行いました。

宅地、山林等に隣接する農地であり、周囲への影響もなく、住宅として大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第43号については許可決定といたします。

◎議第44号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第44号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第44号 農用地利用集積計画につきましては、所有権の移転3件、利用権の設定が7件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細については、担当より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、19ページをご覧ください。
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積において、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。
それでは、1、一般事業、(1)所有権の移転です。
八幡地区からお願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡3番になります。升田の畑7筆、41,142平米。上黒川の〇〇から草津の株式会社〇〇へ。10アール当たりの対価が51,043円です。移転時期、支払時期は共に令和6年9月30日です。譲受人は認定農業者になっております。
八幡は以上です。

○平田総合支所 出嶋専門員

続きまして、平田地区になります。場所は、中野俣の田1筆で、面積は330平米、山谷の〇〇から中野俣の〇〇へ。10アール当たりの対価が33万円です。移転時期、支払時期は共に令和6年9月19日です。

○安倍農地係長

平田5番です。北俣の田んぼ合計7筆、7,431平米です。〇〇破産管財人、弁護士から、北俣の農事組合法人〇〇です。譲受人は認定農業者となっております。10アール当たりの対価が15万円で、総額111万4,650円です。移転の時期、支払い時期は共に令和6年10月1日となっております。
以上です。

○安倍農地係長

続きまして、利用権の設定です。
南遊佐2番、2,500円、1万円、10年の更新です。
東平田2番、9,699円、5年の更新です。
中平田14番、1万円の10年の、面桜が新規で、そのほかは更新となっております。
続きまして、広野9番、8,000円の10年の更新です。
浜中8番、9番は関連で、同じ借受人になります。共に5,000円の5年の新規です。
松山地区、お願いします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

おはようございます。松山地区でございます。

1万円で10年の更新です。
以上です。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第44号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
それでは、質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
2番、後藤保喜委員に該当する案件がありますので、この計画を先に審議します。
2番、後藤保喜委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前10時4分 休憩
午前10時4分 再開

○齋藤 均 議長
再開します。
質疑に入ります。
議案書20ページ、所有権の移転、平田4番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
平田4番の議事参与の制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、平田4番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。
ここで2番、後藤保喜委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時5分 休憩
午前10時5分 再開

○齋藤 均 議長
再開いたします。
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第44号、これまで許可決定した議事参与以外の議案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について計画決定といたします。

以上により、議第44号については全て計画決定となりました。

◎議第45号 各証明願いについて

○齋藤 均 議長

続きまして、議第45号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第45号 各証明願いにつきましては、1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細について、担当より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

この案件では、農地の相続に係る税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付願いがあったことにより、その可否についてご審議いただくものです。

納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署へ猶予継続の手続を行う必要があります。その手続には農業委員会が発行する証明書の添付が必要となるため、3年ごとに引き続き農業経営を行っているかどうかについて審議し、証明書を交付するものです。

それでは、酒田2番、願い出人は、亀ヶ崎二丁目の〇〇で、対象農地は、亀ヶ崎の畑4筆です。引き続き農業経営を行っているかどうかについては、地元農業委員より確認をいただいております。説明は以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。

酒田2番について、地元農業委員から状況を報告願います。

12番、兼山宏勝委員、お願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

9月3日に対象の土地を訪問しましてお話を伺いました。

ほぼ全面積に作付されています。

相続税納税猶予の条件は満たしていると思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第45号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第45号 各証明願いについては、交付決定といたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年9月定例総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会